

誰でもどこでも利用しやすい投票所へ

投票所は町内どこでもOK

町選挙管理委員会では、公職選挙法の一部改正を踏まえ、投票区の見直しや共通投票所制度を導入します。問合先 町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎47-5002



投票区を見直し

近年、全国的に選挙の投票率は低下傾向が続く、町でも同様に投票率は下がっています。また、選挙権年齢の引き下げや共通投票所の創設など、選挙を取り巻く環境は変化しています。

こうした状況を踏まえ、町選挙管理委員会では選挙の効率的な管理と経費の適正化を図るため、投票区数を現在の12から5に変更しました。新たな投票区の投票所はバリアフリー施設である他にも駐車場、空調などの設備が整っていて、投票所の利便性の向上が見込めます。

共通投票所制度を導入

新たな投票区の投票所は共通投票所になります。これにより、

見直し前		見直し後	
投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	共同福祉施設	第1投票区	共同福祉施設
第2投票区	町立集会所	第2投票区	町立集会所
第3投票区	明野公民館	第3投票区	邑楽町役場
第4投票区	鶉区民館	第4投票区	高島公民館
第5投票区	邑楽町役場	第5投票区	長柄公民館
第6投票区	11区区民館		
第7投票区	おうらこども園		
第8投票区	高島公民館		
第9投票区	長柄公民館		
第10投票区	第25区ふれあいセンター		
第11投票区	狸塚総合研修センター		
第12投票区	赤堀転作促進集落センター		

住んでいる地域に関係なく、選挙人はどの投票所で投票するかを自分で選ぶことができます。

利用開始は夏から

共通投票所は今年の7月に予定されている第26回参議院議員通常選挙から利用できるようになります。

共通投票所とは？ Topic

平成28年4月に公職選挙法の改正が行われ、既存の投票区ごとの投票所とは別に、いずれの投票区の選挙人も投票できる共通投票所を設置することが可能になりました。共通投票所は、バリアフリー施設に設置することで、特に歩行困難な高齢者などの投票機会の確保にもつながると考えられるため、積極的な設置が推奨されています。

邑楽町投票所 MAP

- 第4投票区 高島公民館 (石打1123)
- 第1投票区 共同福祉施設 (中野3197)
- 第3投票区 邑楽町役場 (中野2570-1)
- 第2投票区 町立集会所 (新中野48-1)
- 第5投票区 長柄公民館 (篠塚1415-1)

共通投票所の設置により、投票区に関わらず
どの投票所からでも投票可能

System

期日前投票を活用

投票日に仕事やレジャーなどで投票所に来ることができない人は、前もって期日前投票をすることができます。

▶時間 午前8時30分～午後8時
▶場所 役場1階エントランスロビー

※投票期間は各選挙により異なりますので、選挙前に郵送される入場券ハガキなどで確認してください。

Support

移動支援にタクシー券配布

投票区の見直しを考慮して、投票所への移動支援を行います。現在、福祉タクシー券が交付されている人には、自宅と投票所間の移動に運賃として使用できるタクシー券を配布する予定です。申請方法などの詳細は別途お知らせします。

投票所に行くことができない場合

投票所に行くことができない人でも一定の要件に該当すれば不在者投票ができます。

- ①病院や介護施設で不在者投票
県選挙管理委員会指定の病院や施設に入院・入所している人は、施設内で投票ができます。
- ②郵便で不在者投票
要介護状態区分が要介護5の人や身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている人は郵送で投票できます。
- ③遠隔地(滞在地)の他市区町村で投票
出張や出産などにより他市区町村に一時的に滞在している人は、滞在中の市区町村で投票できます。

※不在者投票を希望する場合は事前に町選挙管理委員会にお問い合わせください。町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎47-5002